

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日	
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任			

平成21年 第1予算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成21年3月12日(木)・13日(金)・16日(月)・17日(火)・18日(水)		
開催場所	第二委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	中嶋事務局長
欠席委員	別紙のとおり		寺嶋主査
説明員	別紙のとおり		
1 付託事件			
議案第1号 平成21年度滝川市一般会計予算			
議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例			
議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例			
議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例			
議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例			
議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例			
議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例			
議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例			
議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例			
議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例			
議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）			
議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）			
議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）			
議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）			
2 審査の経過			
3月12日、13日、16日、17日、18日の5日間にわたり、慎重な審査を行った。			
3 審査の結果			
議案第1号、第21号、第26号及び第27号については委員長を除く委員8名により採決			

	した結果、賛成多数、議案第17号から第19号まで、第24号、第25号、第28号、第31号、
	第35号、第36号及び第38号の10件については、全会一致により、いずれも原案のとおり
	可とすべきものと決した。
上記記載のとおり相違ない。 第1予算審査特別委員長 山口清悦 印	

第1 予算審査特別委員会（第1 日目）

H21. 3. 12(木) 10:00～

第二委員会室

○委員長、副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委 員 長

委員動静報告～全員出席。

これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、

議案第1号 平成21年度滝川市一般会計予算

議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例

議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

以上の14件となっている。なお、関連議案のうち第24号、第26号、第27号は歳入関連、それ以外の議案10件は歳出関連なので留意願う。

次に審査方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づき進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよい。か。（よし）

異議なしと認め、そのように決定する。

次に審査の進め方について協議する。議案の審査の進め方について、歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後、それぞれ関連議案を含めて質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよい。か。（よし）

そのように決定する。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行い、特に付託事件以外の質疑は行わないよう配意願う。また、答弁については部課長に限らず内容の知り得る方に行っていただく。なお、初回答弁時のみ、所属、職名、氏名を述べてから答弁願う。

次に市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよい。か。（よし）

次に討論だが、付託されている14件の議案について、一括して各会派代表の方等が行うこととし、その順番は新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪

之内委員の順とすることによいか。(よし)

そのように決定する。なお、各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷・配付するので了承願う。

最後に資料要求の関係でお諮りするが、予定される資料についてはお手元に配付されている。これ以外の関係で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うがよいか。(よし)

そのように決定する。まず冒頭に資料要求をする方はいるか。

清水

毎年要求しているが2点お願いする。まず保育料金の超過負担がわかる資料。

2つ目は、総務文教常任委員会には出されているかわからないが、税の収納状況、市民税、固定資産税、当年度分、滞納繰越分、処理した分がわかるA4の一覧表を要求する。

委員長
佐々木課長
林 課長
委員長

ただいま清水委員から資料要求があった2件について、所管では用意できるか。可能である。

昨年提出した物と同じ形のものでよいか。(よし) 提出できる。

委員会として資料要求することによいか。(よし) そのほかに資料要求はあるか。(なし)

以上で審査方法についての協議を終了し、審査に入りたいと思うがよいか。(よし)

それでは日程に従い審査を進める。最初に総括について説明を求める。総務部長。

総括

高橋部長

5日間よろしくお願いします。ことしから予算書がファイル形式に変更していることで多少不便をかけることがあるかもしれないが、よろしくお願いします。(総括について説明する。)

委員長

説明が終わった。これより質疑に入るが、冒頭決定したとおり審査は款別に進めることになるので、総括は款別にわたらぬよう質疑願う。質疑はあるか。

清水

① 予算審査特別委員会参考資料最後の基金積立状況表だが、20年度末の予定額が11億1,654万円に対し、21年度末の予定額が6億9,961万円と5億8,795万6,000円の減になっておりこのような大幅な減少を見たことがない。減債基金が6,000万円、財政調整基金が1億5,000万円、土地開発基金が4,000万円くらい減っている中身になっているが、大幅な減少の要因を伺う。幾らずつの積み上げで5億8,000万円になるのか伺う。

② P10、20年度の繰越金が8,000万円となっている。予測できないということで確か毎年度8,000万円となっていたかと思うが、実際には8,000万円より多い、あるいは少ないと把握しているのか伺う。

③ 職員の給与削減があることがほぼ明確な状況で組まれた予算だが、その場合歳出を少し上げて見ているわけで、それに見合う歳入をどこで見ているのか。

④ 健全化判断比率が幾つかある中で、滝川市は実質赤字比率も連結赤字比率も黒字の状況だが、今年度さらに黒字がふえる方向で見ているのか、それとも減る方向で見ているのか伺う。

高橋部長

①③ 総体の現金の増減ということかと思うが、P31の数字は質問にあったような数字にはなっていない。基金残高の全体は、ことしの場合は財政調整基金で1億5,000万円の繰り入れを見ており、それによる残高の減ということである。

また、目的基金、土地開発基金も含めて3億6,000万円程度の基金繰入金を予算化しているところで、前年の当初予算2億2,700万円から見ると1億3,700万円程度の繰り入れ増ということでその分残高が減ることになる。このうちタッグ計画における人件費改革、今後追加提案する予定だが、人件費等を中心に減額補正する見込みで財政調整基金1億5,000万円相当額を減額できる見込みと考えている。基金の残高総体については、20年度においても2億2,700万円の繰入金を計上しており、20年度補正予算第7号で財政調整のための3つの基金からの繰り入れを全額やめるという議決をいただいている。21年度収支不足にかかる財源調整の3つの基金の繰り入れが3億6,500万円のうちの2億5,300万円で、このうち財調で1億5,000万円が追加提案で削減されれば残り1億円ということである。この額は年度間の不用額等々で例年の状況ではクリアできる額と見込んでいる。

② 繰越金の8,000万円については、例年予算計上させていただいているが、実質1億円を超える繰越金が見込まれる。これについては地方財政の課題というか余り形式的な繰越金が多いと地方財政に余裕があるということで翌年度以降の財務省との予算折衝にも支障を来すということもかつてはあった。そういう点も含めて繰越金が多くにわたらないように、例えば繰入金での調整などを例年しているが、今年の場合は20年度の決算見込みという観点ではおおむね1億を少し超える額は確保できると考えている。

④健全化比率は決算が出て初めて出る数字であるが、実質公債費比率は若干改善される見込みを立てており、将来負担比率についても三セク等の健全化に力を入れているところである。こうした財政計上によりすべての比率が少しずつ改善に向かっていくものと考えている。

清 水

① 勘違いしていた。大変失礼した。約3億7,000万円の減だが、給与削減が行われたらこの財政調整基金の3億2,600万円はほとんど4億7,500万円に戻ると考えてよいか。

② 施設整備政策基金はあらゆる款にわたって5,879万円使われるが、主な用途について伺う。

高橋部長

① 現在議案、条例等を精査中だが人件費改革が実行されればこの財政調整基金相当額が削減されると考えている。

② 基本的には耐用年数の間は施設を最大限活用するのが大原則だが、その施設の耐用年数までの延命や耐震化の課題もあるので、その辺も含めて重点的に充当するという考えである。

清 水

学校の耐震化は補助と補助裏を使って補正予算で組まれてしまった。そうなりと学校以外の施設整備、修繕となるが、大きい物を3つ挙げていただきたい。旧ハイム双葉の取り壊しに1,000万円、中央保育所の屋根ほか修繕が900万円の事業だが起債になりその裏に230万円充てている。小中学校の計画修繕に1,200万円充てている。

景由主査

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)総括の質疑を終了する。議会費の説明を求める。議会事務局長。

議会費

中嶋局長

(議会費について説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)以上で議会費の質疑を終結する。総務費、消防費、公債費、諸支出金、

職員費、予備費を一括して説明を求める。総務部長。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

高橋部長

(総務費のうち総務部が所管する部分、一部他部所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について、増減の主なものなどを説明する。)

狩野部長

(総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

荒 木

P61、財産管理費の市有住宅の維持管理に要する経費は市長公宅に係る予算計上の部分なのか。あわせて新年度の市長公宅に係る予算計上の方針について伺う。

中島室長

質問のとおり市長公宅に係る経費として計上している。今回23万3,000円を計上しているが、市長公宅については21年度売却に向けて進めていきたいと考えており、いつ売却になるかという部分もあるが売却に向けて用地確定、名護市からいただいたシーサーの移設費などといった経費も見込まれるので、これらの経費については財産管理費のほうで一部計上している。通常の修繕あるいはその他の経費についてこの費目で計上している。

荒 木

売却できるかどうかは相手のいることなのでそういう予算の組み方は理解するが、売れなかった場合にどうするのかお聞きしたい。売却が不調に終わった場合に現状のまま市長に住んでもらうのか、売却されなくても維持管理だけしていくのかという2点が考えられる。どちらが税金を投入しなくて済むのか伺いたい。

中島室長

一義的には売却ということで新タッグ特別委員会でも報告させていただいているが、売却が不調に終わることも全く100%想定されないわけではないので、売却に向けて最大の努力をしたいと考えている。売却がすぐにできない状況になった場合、当面は賃貸をしていくということも検討していきたい。ただ、売れないから現状のまま市長がそこに入っているということは現時点では考えていない。

荒 木

現行タッグの中で方針が示されているが、ほかにタッグとして削る部分の中で、相当厳しい部分、市民負担を強いるというか、例えば重度障害者タクシー助成の所得制限を導入するとか、金額としては大きくないが所管が本意でないがやらなくてはいけないというものをやっている中で、どういう状況になっても現行のかかっている費用より膨らまない最良の方法を考えるということを確認したい。

中島室長

基本的に委員の考えはそのとおりと思う。ただ、市長公宅については赤字を生んで維持管理をしている状況ではないことを理解願う。維持管理にかかわる経費については、家賃も私的な部分については光熱水費等も個人からいただいていることも考えて家賃に見合う中での維持管理に努めてきているということから、現状維持管理費については黒字ということでここ近年運営させていただいている。これは極力私的な部分については私的ということで公私をきちんと区別した中で運営させていただいているので、今後も売却に向けて維持管理費が膨らむことのないように、ただ、売却ということになれば移設、登記等に負担がかかるという部分が出てくるが、そういった部分を除いて経費を最小限に抑えた中で処理をしていきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

清水

① P151、職員費についてだが、民生費でやれということなら民生費でやる。

社会福祉事業団への職員派遣が21年度は打ち切りになるとのことだが、事業団への市の所有施設の譲渡が大幅に延びる見込みが示された。これまでの派遣職員の目的は何だったのか。目的を考慮すれば引き続き派遣が適正と思うが考えを伺う。

② 職員が359名から356名へ3名減ということだが、19年度の事務概要ではいろんな会計を含んではいるが198名だった嘱託職員は何名になるのか。

③ 同様に臨時職員137名は何名になるのか伺う。

④ P55、電子計算事務に要する経費で、減少したことについては説明があった。7,413万円の内訳として大きな物3つを挙げていただきたい。

⑤ 恐らくソフト構築、あるいはシステム管理、機械リースといった物だと思っているが、これらの契約が入札で行われるのか、随契で行われるのか伺う。随契なら会社名についても伺う。

⑥ 電算機は日進月歩でやる業務がふえているが、設備の入れかえが近々あるのか伺う。

⑦ P59、庁舎等の維持管理に要する経費でお聞きしたい。大きな契約を3つ挙げて金額、契約等について伺う。

⑧ 先ほどの説明で燃料費についてはわかったが、清掃委託費減の理由、あれ以上人件費を安く積算できるわけではないので、どんな工夫がされての減なのかを伺う。

⑨ 1階のロビーに市民の安全管理を目的として雇用している元警察職員の方について、効果があると考えているのか伺う。

⑩ 市長室の隣にトイレがあるが、まさに市長専用のトイレと思う。使えば清掃をしなければならないので閉鎖をすべきと考える。ほかにどんな用途があるのか、あるいは市長が自分で掃除しているからいいとかいろんなことがあると思うが、市長のためのトイレは必要ないと思うので考えを伺う。

⑪ P61、旧ハイム双葉は振興公社に職員寮を無償で譲渡したものと思っているが、当時どうだったのか。市が無償で解体するのか、振興公社の所有権のまま解体するのか伺う。

⑫ P63、街路灯設置費補助金の北電柱への切りかえの進捗率、残り本数等について伺う。

⑬ P65、総合福祉センター等管理代行負担金だが、10日ほど前、福祉センターの駐車場で除雪で高く盛り上げられた雪山から雪の塊がごろごろ落ちてきており、それにつまづいて転んだ。5メートルは積んでいたと思うが、私だからよかったもののお年寄りなら病院に行っていたと思う。記憶では1週間くらいそういう状況が続いていたと思うが、本来であれば排雪すべきであり管理責任者としての考えを伺う。

⑭ P67、選挙管理委員報酬についてだが、札幌市では月額報酬の見直しの検討に入った。滝川市の場合は、選挙管理委員会の委員長及び委員の方が実際にどんな活動をしているのか伺う。庁舎に月に何回来て、どれぐらいの拘束時間があり、選挙のときはこうといったことで説明願う。

⑮ P71、監査の執行に要する経費だが、監査事務局がありながら巨額のタクシー代を見抜けなかったことについては予算にかかわらないので聞かないが、どんな業務をしているのかということでも聞きたい。例月現金出納等の監査で会計課にある伝票の支出支払命令書などを毎月見ているのか伺う。

⑩ あの問題でクローズアップされたのは、代表監査委員が1人で動き、議選監査委員には130ページものの報告書及びその調査経過を一切知らせなかった。監査委員及び監査事務局内の情報の共有がゼロだったということが教訓化されているが、20年度にどんな改善がされ21年度は完璧な共有がされるのか、それとも代表監査委員と議選監査委員では差があるということなのか伺う。

⑪ P146、公債費負担適正化計画によると21年度は繰上償還前の額が24億5,800万円となっているが、今回の26億3,600万円というのは計画よりも公債費の償還が進んでいるのか、おこなっているのか伺う。

⑫ P65、市税の賦課に要する経費について、児童手当の差し押さえ等、特別法で差し押さえてはいけぬものを差し押さえしていることについては、預貯金に変わったら特別法は一切関係ないという答弁がされ、定額給付金については国の指導もあり差し押さえないとの答弁が補正予算でされた。国が特別法があつて差し押さえるなというものは差し押さえないが、国が特に言わないものについては差し押さえるという考え方で21年度も同じように差し押さえるのか。例えば預貯金が1,000円のところに児童手当が年に3回で12万円が振り込まれて12万1,000円になる。明らかに12万円は児童手当だということが証明できても差し押さえるのか。国税法、地方税法では生活に支障を来すような場合は差し押さえてはならないと明確に書かれている。地方税法第15条7の2項滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときという条項との関係を伺う。

伊藤課長

⑬ 事業団の職員派遣の関係だが、事業団の運営に関する業務に従事ということで業務支援の目的で派遣しているところで、平成21年度以降については派遣については継続しない考えである。

⑭ トイレについては当然市長も使用しているが、5階には一般市民を含めて多くの来客がありその方々の利用もあることから、現状のままいきたいと考えている。

⑮ ハイム双葉の所有権は市にあり、現在は振興公社に管理を委託している状況にある。

天野室長

⑯ 警察OBの方の人件費は職員費計上である。パトロールは1日3回、朝9時から、13時から、16時からの各1時間余である。いろんなお客さんが見えるので1階の安全監視に重点を置いていることで1階で目立つのかもしれないが、1階から11階までの全階をパトロールしている。1階の所管からは窓口職員が非常に安心して仕事ができていると聞いている。8月ごろには不審人物が8階の大会議室を開けようとしたことがあったが、警察OBの方が回っていなかったら何か事件が起きていたかもしれない。また、防犯を含めた情報もこの方につくっていただき職員向けの防災通信をこれまでに10回発行している。そういったことも考えて防災危機対策室としては効果は大きいと考えている。

高瀬副主幹

⑰ 大きな契約の1つ目は、庁舎の中央監視装置の運転管理業務で予算額1,203万3,000円を計上している。2つ目は庁舎の空調設備保守業務で予算額は458万7,000円である。これら2つについては、(株)山武ビルシステムカンパニー北海道支店と随契している。3つ目は庁舎エレベーター設備保守業務で予算額374万4,000円で(株)日立ビルシステム北海道支店と随契している。

⑱ 従来庁舎の清掃については、日常の清掃業務とワックスやカーペット洗浄の清掃業務と一括発注していたが、中身を精査してワックス、カーペット洗浄

については専門業者でないとできない分野であり、日常における清掃業務については専門性を問わないだろうという検討結果となり、日常清掃については違う発注方法で積算し200万円の減となった。

小畑主査

②③ 19年度の事務概要の人数のとらえ方と若干異なるかもしれないが、平成21年3月1日現在の嘱託職員数は200名で、臨時的任用職員数は164名である。事務概要は各年度の3月31日現在というとらえ方で、その中には学校給食調理員の臨時の方など3月31日現在は学校が休みでそのときに任用されていない方は含まれていないが、先ほど言った3月1日現在の数字には含まれているといった違いがある。同じようなとらえ方で平成20年3月1日では、嘱託職員191名、臨時的任用職員166名となっている。平成21年度以降の数字については、全会計分ということで今のところ把握していない。

椿 室 長

④⑤⑥ 電子計算事務に要する経費の内訳の大きなものだが、まず使用料・賃借料で、平成19年度補正いただいて現在運用している新たな住民情報システムの使用料が3,993万4,000円ある。それともとの住民情報システムを運用していた汎用コンピューター、これは現行財務会計システム、人事給与システムがまだ動いているが、このリース料が457万8,000円ある。新たな住民情報システムの保守料ということで委託料で計上しているが、住民情報システム保守料が1,573万3,000円ある。それぞれの契約だが、リース料については基本的にリース期限まで自動継続という契約になっており、住民情報システムのリース料はリース会社の選定については入札をしている。汎用コンピューターについては7年前の話だが随意契約だったと思う。住民情報システムの保守料については、日本電気㈱旭川支店と随意契約を昨年度から結んでおり、毎年度自動継続という契約をしている。リース料についてはそれぞれ2つのリースともNECリースという会社と契約している。近々の電算機の入替えだが、平成21年度についてはない。22年度以降については納税通知書を読み込むOCR装置を会計課に設置しているが、これがリースアップになるので機械の老朽化等を勘案して更新するかどうか考えたい。また、公的個人認証サービスを市民課でやっているが、この機器については公的個人認証を管轄するところから平成22年度に機器更新をしてくださいと連絡が来ているので更新することになる。そのほか現在ホームページを管理しているシステムも6年以上使っているサーバーとなるので性能等を勘案しながら22年度に向けてどうするのか21年度中に検討したい。

吉井課長

⑪ 平成19年に適正化計画を策定した時点ではことしの予算の中で見込んでいる借換債の1億4,000万円を見込んでいなかったもので、これを考え合わせると公債費の適正化はほぼ計画どおりに進んでいるという認識である。

樋郡主幹

⑫ 目標設定として本数ではなく、金額で1,000万円の縮減ということで設定していたので金額で答弁させていただきたい。平成21年度の予算までで切りかえの本数がトータル918本の予定である。縮減額1,000万円に対しては達成率55.95%ほどと押さえている。

五十嵐課長

⑬ 所管は社会教育課で今ここに来ていないが統括している立場として答弁させていただく。指定管理施設については、月次報告あるいは年に2回の半期の報告、年度末の報告に基づいて状況把握をしているとともに、随時現場訪問して管理状況の把握をしているところである。また、指定管理者が管理をしている中でも利用者などから積極的に運営改善に関する事項を把握すること

も決まっている。今回の駐車場の関係については、委員には大変申しわけないと思っている。所管に指示するとともに、雪解け時期にも重なるので利用者の安全管理に今一度目を向けるように全施設の所管に対して周知するようにしたい。

松本事務局長

⑭ 委員会については月例委員会、定例委員会、農業委員会への委員選挙人名簿の調整等の会議があり1年間に13回程度開催しており、1時間程度を開催時間としている。選挙の際の活動状況だが、委員長については指定施設等の説明会の会議に出席していただき、委員については名簿登録、氏名掲示の抽選等について5回程度出席いただいている。選挙当日については6時45分の委員会から始まり、開票終了、およそ1時か2時になるが、18時間から20時間程度拘束される状況である。選挙管理委員会の業務については委員長の管理下において行われているので協議等必要事項が発生する都度、委員長の指示を得て対処しているところである。

井上副主幹

⑮ 会計課の伝票の確認については、監査事務局の職員3名で会計別に確認している。不明な点については担当課に確認し内容を整理している。情報の共有については、伝票を確認する上において職員内で情報交換していた。21年度はその内容を含めて局長を通じ監査委員のほうに情報の共有をより一層図っていききたい。代表監査委員と議選監査委員の情報の内容は同様と考えている。

林 課 長

⑯ 昨日市長が答弁したように預貯金に振り込まれればそれについては全く債権が異なるものであるということを申し上げておく。さらに補正予算の段階で総務部長が答弁したが、今回の定額給付金について景気後退下の生活者の不安をぬぐうため国が家庭に対する支援を行うため、景気をよくするために支給するというのが第1の趣旨であり、総務省からは差し押さえはそのような趣旨に合致しないとの通知がされている。総務省のQ&Aでは今言った合致しないこと、さらには公務員の守秘義務で問題があるということで昨日総務省の定額給付室に電話で確認をしたところだが、今回の趣旨をよく理解してほしいということが第1点、それと定額給付金については譲渡することなどについては制限しているが行政に対する制限は一切行っていないとのことで差し押さえる判断は適法であればやむを得ないという答えをいただいた。今回の定額給付金について制限があるのかないのかについては、児童手当や児童扶養手当については制限がある。ただ私どもは預金の残金を見てそれが何のお金かはわからない状況で差し押さえをするので、預貯金と児童手当の関係については昨日市長が述べたとおりでそれ以上のことは答弁を控えさせていただく。地方税法第15条の7の第2項については課税の問題がある。所得があってもなくても国民健康保険税は課税されるが軽減制度がある。同じ所得でも一方では会社から社会保険料を引かれ、もう一方は保険料を引かれずにそのままらって国民健康保険税を全額免除されるとなると同じ会社で引かれている人と引かれていない人とで不公平があるとも考えている。私どもはまず滞納処分をするということではなく、そういった窮迫するおそれのないように分割等での自主納付をお願いしているところであり、何回指導しても納めていただけない場合はやむを得ず預貯金の差し押さをせざるを得ない状況である。ただ、それで全部を取れるかという取れない部分もあり、取れない場合は不納欠損もやむを得ないと考えている。

清 水

関連議案の質疑を忘れていたのでお許し願いたい。

- ① 議案第17号のP3、第9条で市は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進するために、市民等及び関係行政機関と協働し、必要な体制を整備するものとするとのあるが、具体的にどんな体制を整備するのか伺う。
- ② 同じく第9条第3項で市民等は、地域における犯罪等を誘発する機会を減少させるよう努めるものとするとのあるが、犯罪等を誘発する機会とは具体的にどんなことを指すのか伺う。
- ③ 第13条で市はネットワーク会議を組織することができると書いてあるが、どんなメンバー構成で、どの程度の頻度でネットワーク会議をするのか伺う。
- ④ 議案第18号の第2条(4)の不当要求行為についてだが、流れとしてはまず対策会議があって速やかに必要な調査を行って不当要求行為に該当するかどうかを審査しなければならないと第8条にある。そして第9条で審査会へ確認の要求となっているが、この対策会議はどの程度開かれるのか。昨日の代表質問でも述べたが、市立病院の建築にかかわる談合情報が出たときには職員会議を開いていない。最初の入り口の段階で対策会議にも行かない可能性があるものも当然出てくると思う。例えば大声の問題で市役所に来て大声を出す人はかなりの数と思うが、大声を出すたびに対策会議が開かれるのか判断がかなり難しいと思う。対策会議と大声の問題で具体的な事例を出して伺いたい、どんなときにこの対策会議は開かれるのか。
- ⑤ 第2条(4)の不当要求行為の定義だが、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるものというのはよくわかるが、次に暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいうとある。イで特定のものに対して権利の行使を妨げることが不当要求ということとなると、生活保護の申請を行っている人の意思に反して第三者がその取り下げを福祉事務所に行おうとする行為は、まさに権利の行使を妨げる行為と思うが、こういうものが不当要求行為に該当するのかどうか伺う。
- ⑥ 条例ができたなら1年前の件はどうなのかという話が出てくると思うが、時効について伺う。
先ほどの質疑の再質疑をする。
- ⑦ 職員費で事業団への派遣についてはここでお答えされたことで民生費ではやれないので伺う。事業団への業務支援という目的だと言ったが、現状事業団は譲渡に関するいろんなシミュレーション等で市から求めたものに十分こたえられない状況にある。なおかつ今回派遣されている職員はすずかけの事務長だが経営が非常に大変な中でやられている。ここで引き上げたらその分を事業団がやることになるので、業務支援が必要なくなったからやめるということではないと思う。必要、必要でないにかかわらず21年度はやめるということなのか、それとも支援の必要がなくなったからやめるということなのか違いを明確にしたい。
- ⑧ 嘱託職員及び臨時職員について、嘱託職員の勤務年数及び賃金の最高を伺う。
- ⑨ 選挙管理委員会について、報酬のほかに費用弁償が支払われているか確認したい。
- ⑩ 監査事務局について、かつて議選監査委員は完全に蚊帳の外に置かれていたわけなので情報の共有化と呼べる状況は全くなかったが、これがどこかで改善されたという答弁だったと思う。いつどこでどんな確認がされ、それは明文化

されているのか伺う。

⑩ 預貯金について、地方税法第15条の7の第2項で書かれている部分についての答弁がなっていない。社会保険で引かれている人との公平関係などと、公平だろうがなかろうがその人が生活に著しく窮迫されているというときに同じ収入の人との比較が要るのか。私は要らないと思うがどうか。それと預貯金の金額を確認してから差し押さえているとのことだったが、具体的にその確認はどのように行われるのか伺う。ちなみに児童手当の場合は2月6日に振り込まれたが、2月6日の9時15分には差し押さえになっている。この場合、守秘義務との関係はどうなっているのか。なぜ税務課は児童手当が2月6日に振り込まれることを知っていたのか。具体的に残高をどのように確認して差し押さえるのか確認したい。

委員長

関連議案の質疑を受けたが、清水委員はもう3期目なので予算審査特別委員会での質疑のやり方について十分勉強していると思うので次からは認めない。答弁願う。

林 課 長

⑪ 守秘義務だが、地方税法で徴税吏員については質問したり検査したりする権限が与えられているので、滞納処分をする上で拒否できないことになっており、拒否すれば検査拒否等の罪にかかり10万円以下の罰金に処されることになっていることで、税務課で調査するときには必ず答えなければならないことになる。窮迫するおそれがあるという部分については、その方の本当の預貯金とか収入状況、給与明細を見ればそのときはわかるが本当に財産がないのかどうかはわからないということがある。私どもも本当に苦労してその人に財産がないのか調査しているので、財産があれば当然差し押さえをする。ただ、その際には生活状況が悪いかもしれないということで法律上は財産があれば全部差し押さえしなさいとなっているが、それらを考慮して基本的には預貯金の半額を差し押さえしている。なおかつ本人からそういった事情を聞き場合によっては行政判断でお返しする場合もある。滞納処分はあくまでも最終手段ということで窮迫させるおそれがないようにしなければならないと考えている。

小畑主査

⑧ 勤務年数は一番長い方で32年、賃金の一番高い方で40万8,000円の月額報酬となっている。

伊藤課長

⑦ 事業団に対する業務支援の必要性がもうないとの判断からである。

橋本主査

④ 対策会議は庁内体制ということで構成を考えているところだが、委員長を副市長、副委員長を総務部長、メンバー的には各部長ということで、隔週で開かれている政策調整会議の終了後などに開催していきたい。

⑤ 第三者委員会から報告のあった違法、不当とは言えないが不相当であったという部分で、違法、不当ではないが社会的に正常とは思えないといった事象について扱っていくということである。

⑥ 時効についてはこの条例では触れていないが、商法、民法、刑法などで時効の扱いになったものについては当然扱わないという形で考えている。

天野室長

④ 補足する。大声を上げて1階ロビーに来る方は何かに不満を持っている。不満を持っている部分について最初からはじくのは適当でないので、落ち着くように話をして本人の不満な気持ちを取り除き、できることとできないことがあるので説明して納得いただくことになる。大声を上げたからすぐ対策会議を開くというものではない。対策会議を何回開くかという部分についてはアイディアという部分で橋本主査から話をしたが、定期的なことばかりでなく何か事

が起きた場合には随時開いていくということである。

⑤ 先日の総務文教常任委員会でも質問いただいたが、この条例の第1条に職員等の職務に係る法令等の遵守ということで、倫理の保持のために必要な体制の整備、その他の必要となる措置を講ずる。そして、透明性の高い公正な職務、職員が行う職務の執行を確保することが目的の条例である。委員が言われたAという人がBという人にそういう申請をするなどというのは民事である。Aが市の職員にBにそういう行政サービスをするなどというのは、この条例で想定している特定の者に対して著しく不利な取り扱いを職員に迫るということなので特定不当要求になると理解願う。

⑥ 時効というのは、権利義務が発生してその義務をいつまでにしなさい、この権利がいつまでだったら有効かというのが原点と思う。ここで言っている公正な職務は、そういうことを職員に求める行為をやめなさい、こういう場合は受け付けしませんという話なので、かつて求めたことについて時効というものをこの条例でつくる必要はないのではないかと考えており、罰則も設けていない。

樋郡主幹

① 防犯対策でうたっているが、今まで防犯対策についてはそれぞれの地域や団体が自主防犯パトロールや青色回転パトロールなどさまざまな活動をしているが、それらの皆さんとの十分な意見交換、情報提供をし合うような場所の防犯組織のネットワーク化を考えている。また、防犯講座等の開催も行っていきたい。

② 今まで子供たちに対する声掛け事例や車庫からのタイヤ盗などの事例は、消費者被害というネットワークを使いながら皆さんに情報提供をしていた。地域の中ではそういう犯罪等を誘発する機会を減少させるということで自分たちのところでどういう犯罪が起きているのかなどの行政からの情報提供が今までではなかったので、21年度の取り組みとしては防犯活動推進チェックということで道から推薦を受けるような手続をとっている。このような活動は、全市的に一遍に取り組むことはできないため、少しずつ確実なものにしていきたいと思っている。推進地区に推薦するのは西小校下の西地区方面を考えており、このようなものを通して体制を整備していきたい。

③ 安全・安心条例については、交通安全、消費者被害防止、防犯の3つの柱を立てている。従来は3つそれぞれの集まりしかなかったが、この条例を機会にこれらにかかわる行政機関、地域、学校関係や老人クラブなど地域で一生懸命頑張っていこうというような仕組みづくりのネットワーク会議にしたい。会議の開催については年2回ほどと考えている。

松本事務局長
井上副主幹

⑨ 委員会出席日数に応じてバス賃相当額を支払っている。

⑩ 自治法第196条に監査委員は識見を有する者と議員のうちから選任するとあり、その内容から情報の共有について差をつけた対応とは私どもとしては考えていないが、差をつけていると見なされていたとすれば監査事務局として反省しなければならないところと考えている。

委員長

答弁が終わった。ここで昼食休憩とする。再開は午後1時30分とする。

休 憩 12:12

開 会 13:29

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。冒頭資料要求のあった2点のうち1点を机上配付したので報告する。ここで補足説明がある。

天野室長

午前中の説明の中で言葉足らずの部分があったので補足させていただく。清水委員からの時効に関する質疑についてだが、過去にあった不当要求行為等についてこの条例施行後に各所管から報告があった場合は、対策会議等職員同士での情報共有を範疇に入れてやっていく。また、その不当要求行為等についての結果として残った事柄が民法上、刑法上の時効になっていないときは告訴なり告発するよう指導するという体制でいきたい。告訴、告発したということについても情報共有していきたい。結果として残った事柄が民法、刑法上の時効の場合は、どうしようもないので告訴も告発もないということになるが、そういう事柄があったという情報共有は行っていくという考え方である。

委員長
清水

清水委員から再質疑願う。

① 嘱託職員の給与について2番目、3番目の額、同様に勤務年数について2番、3番の年数を伺う。これにかかわって条例では5年とするということで市長が必要と認めるときは延長するとなっていたと思うが、実態として5年以上の方が何人いて、そのうち年齢的なこと以外で5年を根拠にやめていただくことが何%くらいあるのか伺う。

② 差し押さえの件だが、どう考えても地方税法第15条の7の第2項で言えば、生活を著しく窮迫させるということについては一定の客観的な基準というものがないければ、生活保護基準以下でも差し押さえしても何でもない。極端なことを言えば5万円ぐらいで生活せざるを得ない状況になってもいいのではないかということにもなりかねない。地方税法第15条の7の生活を著しく窮迫させるおそれとはどれくらいの所持金額などによって決めるのか。一定の基準づくりが必要と思うが考えを伺う。

③ 職員費で事業団への支援の必要はないと断言されたのは事実に反すると思う。事業団は民営化されたが、新タッグ計画でも譲渡していくとうたわれており譲渡するに足る団体になってもらわなければならない。果たして譲渡するに足る団体になっているかと言えばそうは言えないと思う。どうやって団体の能力を高めてもらうかと言えば今の指定管理代行制度では職員の派遣しかない。指定管理代行は委託と全く違い任せるわけなので中途半端なことはできなくなる。そういう意味できちんと譲渡する団体に成長してもらうために今より人員をふやすぐらいの考えがないとだめだと思うが、副市長に考えを伺う。

伊藤課長

① 2番目が25万円、3番目が20万4,300円である。勤務年数ということでは手元に資料がないが、全職員の平均年数が5年を超えている方もいることから5年6月ということになっている。全体の中では5年未満が63%、それを超えて5年、10年の中に23%ほどいる状況であり、5年以内でやめていただくという部分では63%程度がそういう状況にあるとつかんでいる。

小峯副主幹

② 地方税法第15条の7第2項には滞納処分の執行停止の要件について、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫するおそれがあるときと書かれている。この解釈としては生活保護あるいは生活保護同等の状態に陥るような場合については、こういった形で滞納処分執行停止といった処分を現在も行っている。質問の趣旨はそういった状態にある者に対してどういった措置を講じているのかということと推察する。滞納処分、預貯金の差し押さえだけで完結するという例はまれで、ほとんどの場合は滞納額が残るということが多いので必ずその後納税相談を行うことにしている。納税相談の中でそういった状況が把握されれば、先ほどの答弁でも申し上げたが差し押さえした金額の一部の

返還ということにも応じており、個々具体の状況に応じてきめ細かく対応させていただいている。そもそも徴税吏員として租税負担の公平性や貴重な自主財源の確保といった大きな使命があると考えており財産調査を経て最終的にやむを得ず滞納処分を執行することになるわけだが、そこに至るまでにはさまざまなプロセスを踏んでおり突然滞納処分が行われるといったことは一切ない。そういった段階の中で個々の事情についてお話しいただければ決して滞納処分に至ることはないと考えている。

副市長

③ 事業団への職員派遣が必要ないとの判断のもとで総務課長が申し上げたが私としても自立化した以上一般法人化されたわけなので民間にも負けない形態にしようとして事業団としても努力しているのでそれは尊重しなければならないし、指定管理も民間活力に委ねるとというのが制度の仕組みでもあることから、民間が自立化した以上自立化を図って対等の関係になっていくべきという考えである。今後譲渡を進める中で指定管理者としてのチェック体制は果たしていかなければならないと思っているが、あくまでも一般法人化された以上自立性を尊重するという中で考える。

清水

ただいまの副市長の答弁に質疑を留保したい。社会福祉事業団は民営化で市からの施設譲渡を円滑に受けていくに足る団体になっていかなければならない。ところが民営化されただけで自立にはほど遠い状況と考える。派遣については条例、要綱等ではなく契約で定められているものであり、1年間、2年間、3年間の職員派遣については必要であり、どうしてもそれをしなければとても滝川市の財産を譲渡できる状況には至らないと考えるので市長の考えを伺う。

委員長
本間

他に質疑はあるか。

① P61、荒木委員の質疑に関連するが、市有住宅の維持管理に要する経費で市長公宅という話が出た。話を聞いているともう市長はあそこから出てしまうと思えるやりとりだったが、売却に至るまでに空き家にするようなことが本当にいいのか。仮に売れなかったら貸すとのことだったが、一般的に不動産の流通、賃貸を見ても本当にそれが合理的とは思えない。実際にそうなのかということとそうだった場合の考え方を伺う。

② 市民活動の推進に要する経費で、新タッグ特別委員会でも大分やりとりをさせていただいた。基本的には地域力推進サポート事業とまちづくりセンターの設置は非常にいいことと思う。今回の経費はパートナーの人件費ということで実際の事業実施は22年からということで21年から行政パートナーを導入して2階の市民活動コーナーでやっていくということだと思うが、そういう人材が本当に必要なのか。まちづくりセンター設置、サポート事業の実施に向けて進んでいく中で、申しわけないがむしろいなかったほうがよかったのではないかとということにならないか危惧される。新タッグ特別委員会の質疑でそのことを言っていたのは私だけではないので内容についてもいろいろ協議したのではないと思うが今の考えを伺う。

中島室長

① 基本的にあけてしまうという部分については、家というのは入っていないと傷むのも早くなるのでそういった点については委員の言われるとおりと認識しているが、基本的には売却という部分を第一義的に考えており、売却という方針を打ち出している以上本来であれば4月からすぐというのが一番いいのだろうが、市長も公宅に入っている状況もあり市長が出て入るという条件が整った時点でという部分も考慮しなければならないと考えている。基本的には諸条

件が整った時点、市長が公宅から出て移るという時期もあるが、登記の手続、測量等などもあるので年度途中の早い時期に売却というような形で方針を打ち出して諸手続に入りたい。我々もあけてしまうことを危惧しており、なかなか相手先が見つからないなど売却という部分の条件がすぐには整わないということが生じて例えば賃貸であれば入りたいということが出てきた場合については、賃貸ということも考えていかなければならない。これは二義的ということになると思うが、家をあけないという部分で最善の取り組みをしていきたいと考えている。賃貸ということになると最終的に管理等の経費がかかってくる部分もあるので売却を最優先に考えていきたい。

千葉副主幹

② 前の委員会においても市民力推進サポート会議、まちづくり懇談会へ結びつけるという説明させていただいた。その後職員会議等でも検討中だが、一足飛びにそこに行くというよりは、2階の市民活動情報コーナーの充実を図るといふ部分と市民活動団体との調整というか横の連絡をつなぐ部分に行政パートナーを位置づけし、状況を見ながら進めていきたい。

本 間

① 市長も家賃を払っているということでそのことが合理的でないと思ってしまう。市長が次に住む場所を決めてそちらに移ることも必要であることは察するが、何のためにこのことをやるのかというときに違う人に賃貸してしまったら何の意味もない。売却するまで市長にいてもらってというのが合理的だと思うが、なぜそうならないのか説明願う。また、売却するための諸条件についてどういう条件が必要なのか伺う。

② P65の件だが、80万円を払って行政パートナーに入ってもらいその方に80万円の枠の中で何をしてもらおうのかどうしてもイメージがわからない。とりあえず21年くらいは職員がやったほうがいいと思うが、なぜ80万円の方となるのか。その人がどのような方となっているのかもイメージがわからない。その後話し合いが進展して行政パートナーの方のイメージは固まっていると思うので説明願う。

館 課 長

① 売却に当たっては税金で建てた公宅なので1円でも高く財産処分したいと思っている。売却のスケジュールの中でいつごろ皆さんに公表し、買いたいという方の手続などスケジュールを立てたときに私どもとしては言葉が適切かどうかわからないが市長にまず出してもらう日程、その後にスケジュールの中で売却予定の手続という発想だったので、市長に明け渡していただく時期を設定したいと考えている。諸条件はいろいろあるが、あの場所は小学校があり文教地区でも住宅地区でもあるので、余り地にそぐわない要素だとか他市の状況を見ると売却の条件にしているところもあるので早急に検討したい。売却が決定するまで市長にいてもらうことは想定していなかったので基準日を検討しているが、広く市民に買いたい人はいませんかということをするのときちゃんとスケジュールを立ててやりたいということでそういうことになった。

千葉副主幹

② 行政パートナーの人物的な部分についてはある程度イメージした方でお話しさせていただいたが、今の段階では都合が悪いということで決まっていない。今後は職員会議も継続してやっていき、これからの協働という部分で不備な部分を充実させ市民活動団体と行政のつなぎというパイプの部分を担当していきたいと考えている。

本 間

決まっていないのならこのお金は無理に執行しない可能性もあるくらいのところでやったほうがいいと思う。つなぎ役と言ってもその人によってはつなぎ役

委員長
窪之内

にならないで離す役目を果たす場合もかなり確率が高いので十分注意してやっていただきたい。

他に質疑はあるか。

① P55、庶務事務に要する経費の表彰者選考審議会委員報酬についてだが、表彰そのものの内容について市民からいろいろ疑問が出ている。例えば市政功労に議員の3期以上が値するののかといった声も聞かれており3期でやめた議員が市政功労を辞退した事例もあるが、表彰の中身について審議会に検討を促す考えがあるのか伺いたい。

② P61、旧ハイム双葉は振興公社に管理を委託していたわけだが、実際に振興公社は入居者から使用料を受け取っていたのか。土地の持ち主である中空知農業共済に土地の賃貸料を払っていたのか。入居者がスムーズに転居する状況になっているのか伺う。

③ P59、そらぶちキッズキャンプの運営補助金200万円だが、今まで余り金銭的補助をしてこなかったことから人的な職員の派遣も含めて新たな支援体制に入ったと思うが、21年度にそらぶちキッズキャンプに人件費も含めて総体として金銭的に幾らの支援を行うのか。高原基金の分は別にして市独自の財源として行うのか伺う。

④ P63、街路灯設置費補助金についてだが、予算された今年度の切りかえは町内会から要望されているすべてと確認してよいか。維持費は今回の1定で増額補正していることから考えてこの3,400万円という見通しがあって積算したのか伺う。

⑤ P65、個人市道民税基幹システムにかかわって、システム改修は全部外注に出さないと職員では無理なのか。システム改修の場合の市内業者への発注の可能性について伺う。

⑥ P61、市有住宅の維持管理で市長公宅についてだが、売却する場合は土地も含めてと認識してよいか。もしそうなら市有住宅にかかわる土地の広さはどの程度か伺う。

⑦ 議案17号、安全・安心づくり条例のP2、第4条第2項に関係行政機関と相互に協力し、並びに連絡及び調整等を図るものとするところがあるが、こうしたことをネットワーク会議等を設置して行おうとするときに個人情報をもどのように取り扱おうとしているのか。個人情報の取り扱いについて文書化する予定はあるのか。市民の安全、安心ということなので個人情報がそういうことにかかわることであればかなり共有し合うこともできると思うが、どう取り扱うのか伺う。

⑧ 議案17号のP3、ネットワーク会議についてだが、先ほど3つの分野にかかわってそれぞれからネットワーク会議を組織することは聞いたが、組織化はいつ行われるのか。年2回の会議を行うとのことだが、人数的な規模も含めて伺う。一番下の行にネットワーク会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定めるとあるが、定める時期がいつなのか伺う。

⑨ 議案18号、この条例の趣旨及び運用に当たっての注意その他も含めて職員及び市民への周知手段についてどう考えているのか伺う。他市で同様の条例を既に設置して効果をあげている例があれば伺う。審議会を設置することになっているが、審議会の運営に当たっては報酬基準などを規則で定めることになっていると思う。規則で定めるのはどのような内容なのか伺う。

伊藤課長	① 表彰条例の中で選考審議会を定めておりその中で表彰条例に定める表彰対象者を決定するという事で議論いただいている。質問にあった市民批判があったという議員を3期やられて辞退されたということについては事情があつてのことと思うが、審議会の中では少なくとも表彰の対象となる要件に合致する活躍、活動をされた人物という評価のもとに決定をいただいていることなので、その結果を受けて本人が拒まれたということはやむを得なかったと思う。審議会の中ではどういう活動を何年していればどうこうという基準ということではなく、その人物が市のためにどういう活躍、活動をしていただいたのかという評価を総合的にして決定いただいていると思っているので今後ともその考えで進めたいと思っている。
佐藤副主幹	② 入居者の状況だが、平成19年度末において入居できる部屋全12室のうち9室が入居していた。平成21年度に解体予定ということだったので昨年5月から募集を停止しており2月末現在で4戸ほど入居しているが、その方についても3月いっぱい退去していただくことで振興公社で手続している。建物については市の財産だが、土地は中空知農業共済組合の所有で賃貸を受けており20年度は48万円ほどの賃貸料を払っている。
橋本主査	⑨ 市民への周知の関係だが、市の責務ということで不当要求行為があつた場合の対応を規定している中で、不当要求というのはそのような対応をするまでもなくそもそも不当な要求があることが望ましくないといった内容、条例の概要など必要な事項については、広報、ホームページ等で何度か周知していきたい。他市での効果についてだが、この公正な職務の執行の確保の条例も何市か参考にさせてもらっている。新潟市、近江八幡市、和泉市、生駒市などだが、この不当要求行為に関しては数あるものではないので新潟市でも昨年度に1件だけあつたという状況でインターネットでも報告している。聞いた中では不当要求はないところが多いとなっているが、広域目的通報の件数については町によってさまざまどこまでの部分を挙げていくかにもよるが、町によってはかなりの件数になっているところもある。規則の件は今条例にあわせて検討しているところだが、まず条例の中で職員等の範囲の中で出資団体の範囲が明らかに載っていない部分があるので出資団体の範囲、また特定要求行為という範囲の分で規則の中で除外するものを定めるとあるので特定要求行為から除外するものという部分で公聴会、議会とか公的な部分で出されるような要望は除かれる部分になってくると思うが、そういった部分の明記も考えている。運用面で特定要求行為を記録するときにはどのような様式を使うのか、審査委員会の委員にどのような形で受け付けていくのか、審査会の会長をどのように決めるのかといった内容を検討している。
中島室長	⑥ 市長公宅については土地も含めて売却の予定である。土地の面積は921.36平方メートル、約280坪弱となる。
橋本主査	⑨ 職員の周知の関係について補足する。今かなり詳しいマニュアルをつくっており全員に研修会を受けてもらうことを前提に進めている。
椿 室 長	⑤ 基本的にこのシステムは住民情報システムという大きなシステムの中のサブシステムの1つとなっているので、もともと既製品を導入していることから既製品を開発した業者に改修をお願いすることになるのですべて外注となる。同じ理由で市内業者への発注は無理と考えている。
樋郡主幹	④ 北電柱への切りかえの要望のあつた箇所はすべて終了している。維持費の

3,400万円については、概算払いをして3月末に精算払いということで予算を積算する時期においては未確定である。最終精算額が確定するのが1月末ということで今回の補正で増額ということがわかったが、電気料の改定と燃料調整額の増額による分である。

⑦ この条例については、みずから守りみずから防ぐというスタンスでいくことから個人情報の共有ということは想定していない。

⑧ ネットワーク会議は、4月中をめどに20団体前後で考えている。

若山課長

③ 全体についてとなると違う款にもわたるが、支援に対して人件費云々という形でだれがどう配置されるかで変わってくるし、現在も商工労働課職員を中心として現実にかかわっている人件費も含まれるとなると出ない数字なので了承願う。それを除くとP59の223万5,000円がある。それと基盤整備ということで林業費になるが、7,000万円をそらぶちの森づくりということで計上させていただいている。このうち高原基金の森、創る会からの寄附金が4,200万円あるのでそれ以外は基金繰り入れなり一般財源ということで答弁させていただく。

高橋部長

① 審議会はそのような検討をする機関ではないことは先ほど総務課長が申し上げたとおりだが、3期12年で市政功労というのが慣例で受賞されている。また、議員の場合は議員有功章というものもあるのでそういう部分での問題意識というものは持っているつもりであり正式な審議会の内容ではないが審議会の委員に意見を聞いた経過もある。市長サイドで一方向的に軽々に判断することも難しいと考えているのでしかるべき時期に議会の意見も伺う機会もあると思うが、そういうことを踏まえて検討していきたい。

窪之内

表彰についてはぜひ検討を進めていただきたい。

① このシステム改修のことはわかった。各種のシステム改修がいろんな場面で出てくると思うが、そういう点ではほとんど既製品ないしそういうものを扱わざるを得ないような状況になっており独自に職員開発して経費を削減することは不可能なのか。既製のものとなると地元業者に発注しても落ちないということもあるのでその辺の考え方について伺いたい。どこかの自治体に視察に行ったとき、かなり自治体独自でシステム改修、ソフトづくりをやって経費を削減しているという話が出ていた。国からのシステムが来るのでそういった方向性はとれないということなのか伺う。

② 街路灯のことだが、ことは電気料の値上げなどいろんなことがあって補正予算を組んだが、そういったところも落ち着いてくると考えると計上した予算内で何とかなんとの見込みが今の時点であると受けとめてよいか伺う。

③ そらぶちの件だが、高原基金ほかで4,200万円、市の一般財源2,800万円プラス223万5,000円プラス積算ができかねる人件費がそらぶちへの市の総体の支援と受けとめてよいか確認する。

椿室長

① 平成19年度までは職員みずからがシステム改修を行ってきた。それを平成19年6月議会で補正予算を議決いただき既製品化という方向に進んだところである。既製品化した理由としては、今回の個人住民税の年金特徴のような大規模なシステムや裁判員制度などの新しい仕組み、仕掛けといったものは外注となるが、例年行われるような法改正対応や同じシステムを導入している自治体で見つかった不具合をすぐに私どもの市に適応して直していただけるなどの有利な面があるということがある。また、自分たちでプログラムを改修していくとなるとその要員を育成するのに大変な時間と労力がかかる。法改正の情報等

をいち早く入手しないとその時期までにシステム改修が間に合わないなどの問題があり既製品のシステムに入れかえたところである。既製品のシステムの根幹にかかわる部分については基本的に外注という形でやっているが、付随する既にデータ登録されているものから新たな統計資料を出すとか既に出しているものを資料でという場合は簡易なものであれば職員の手で改修ということをやっているところである。

若山課長

③ 高原基金の森から2,200万円、キッズキャンプを創る会から2,000万円、社会福祉事業振興基金、今までいただいた寄付金等から2,800万円の7,000円が基盤をつくるための財源、それとP59に書いてあるのはプラス人件費等にかかわる部分として一般財源という形になっている。

樋郡主幹
委員長

② 現時点では予算の範囲の中で対応できると考えている。

他に質疑はあるか。(なし) ないようなので質疑の留保は、社会福祉事業団への職員派遣の継続についての1件と確認してよいか。(よし)

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質疑を終結する。本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 14:26